

山鹿市立小中学校 I C T 支援員派遣業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 1 月 25 日
山鹿市教育委員会
(学校教育課)

1. 目的

本業務は、山鹿市立小中学校にＩＣＴ支援技術を有した者を派遣し、教員が授業において教育用ソフトウェアやＩＣＴ機器等を活用した授業を行う際の支援、校務システム活用等の支援を行うことを目的に、「学校ＩＣＴ支援員」を学校へ派遣する業務の委託を行うものである。

2. 各種事項

- (1) 業務委託名 山鹿市立小中学校ＩＣＴ支援員派遣業務
- (2) 業務内容 別紙「山鹿市立小中学校ＩＣＴ支援員派遣業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 業務場所 山鹿市立小中学校（詳細については仕様書のとおり）
- (4) 委託期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3. 業務に要する費用（見積限度額）

60か月総額 85,285,200円（税込み）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（見積限度額）を超過した場合は失格とする。

4. 事業者選定スケジュール

- (1) 提案書等の提出締切・・・・・・・・・・・・令和 8年 1月14日（水）
 - (2) プレゼンテーション及び提案審査・・・・令和 8年 2月 3日（火） 予定
 - (3) 審査結果通知・・・・・・・・・・・・令和 8年 2月上旬 予定
- ※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性がある。

5. プロポーザル参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 山鹿市一般競争入札等の参加資格及び工事入札格付審査要綱（令和3年山鹿市告示第162号）に規定する入札参加資格を有する者であること。
- (2) 山鹿市契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年山鹿市告示第122号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (4) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでおり、過去5年以内に、国や地方公共団体又はその他の公共団体で類似業務の実績があること。

6. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期間：令和7年12月5日（金）から令和7年12月15日（月）まで（休日

を除く。) 9時00分から17時00分まで

- (2) 提出方法：書面（様式1）により、持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。
- (3) 回答方法：回答は山鹿市ホームページに掲載する。個別には回答しない。

7. プロポーザル参加表明書の提出

- (1) 提出期間：令和7年12月5日（金）から令和7年12月19日（金）まで（休日を除く。) 9時00分から17時00分まで
ただし、上記質問書を提出する場合は、参加表明書と質問書を同時に提出すること。
- (2) 提出方法：書面（様式2）により、持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

8. プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者であっても、プロポーザルを行うものとする。

9. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式3） 原本1部
② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本6部
ア 会社概要（様式4）
イ 業務実績調書（様式5）
ウ 企画提案書（任意様式）
エ 参考見積書（任意様式）

(2) 提出期限等

- ① 提出期限：令和8年1月14日（水）17時00分まで（必着）
② 提出場所：山鹿市教育委員会 学校教育課
③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

10. プロポーザル審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 1次審査（書類審査）

提案者が3者を超える場合のみ1次審査（書類審査）を行い、2次審査に進む3者を選定する。3者以下であった場合は1次審査を省略し、2次審査において提出書類

及びプレゼンテーションによる審査を行うものとする。

(2) 2次審査（プレゼンテーションによる最終審査）

① 実施日 令和8年2月上旬 予定 ※詳細については、別途通知する。

② 実施場所 山鹿市役所

③ 出席者 最大3名

④ 審査方法

提案内容の審査は、審査委員会が行い、企画提案書、見積書、プレゼンテーション等の内容を評価し、審査基準を点数化した評価項目で採点し決定する。

⑤ 評価基準

評価は、「山鹿市立小中学校ICT支援員派遣業務委託に係るプロポーザル企画提案審査基準」に基づき行う。

⑥ 提案内容の説明

・説明時間は30分以内とする。

・企画提案書に沿って説明すること。

・質疑応答は説明終了後、10分以内とする。

・プレゼンテーションに当たり機材等を使用する場合は、事前に申し出ること。

⑦ その他

やむを得ず参加を辞退する場合は、令和8年1月27日（火）17時00分までに辞退届（様式6）を提出すること。

11. 審査項目及び配点

評価項目		審査員一人当たりの配点
1	事業者の経営方針及び本業務に関する基本方針	5点
2	業務遂行のための体制	5点
3	ICT支援員に対するサポート体制（研修、ミーティング、指導事例や教材の提供等）	10点
4	ICT支援員による学校のICT活用支援業務の経験・実績	15点
5	配置するICT支援員の資質・能力（ICT支援員の採用方針及び採用時研修）	20点
6	ICT支援員が学校に対して行う支援内容	20点
7	学校における効果的なICT活用についての独自提案	10点

8	参考見積価格	15点
	合計	100点

12. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (5) 参考見積書の金額が見積限度額を超過したもの

13. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。

また、選定結果通知日の翌開庁日以降に、結果（受託候補者の名称、点数、参加業者の称、受託候補者以外の点数）を山鹿市ホームページに公表する。

14. 契約に関する事項

提出された提案書の内容に基づき、受託候補者と基本仕様及び契約内容の交渉を経て、随意契約により契約を締結する。

なお、契約締結の際は、受託候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

また、受託候補者が辞退その他の理由で契約の交渉ができない場合は、受託次点候補者と契約の交渉を行うものとする。

15. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とともに、指名停止措置を行う場合があります。
- (3) 提出書類は返却いたしません。また、提出者の特定以外には提出者に無断で使用することはありません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 山鹿市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。
なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、特定に影響が出るおそれがあ

ある情報については、特定後の開示とします。

16. 担当部署（提出・問合せ先）

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3

山鹿市教育委員会 学校教育課 学校教育指導室

(電話) 0968-43-1391 (FAX) 0968-43-1218

(メールアドレス) gkyoh@city.yamaga.kumamoto.jp